

プラスチックや金属を 屋外保管するときは **許可**が必要になります!



特定再生資源屋外保管業を許可制とする埼玉県条例が
令和7年1月1日から施行されます



- 令和7年1月1日以降、埼玉県内※で屋外保管業を行う場合には、埼玉県知事の**許可**が必要になります。

(施行の際現に屋外保管業を行っている場合には**令和7年6月30日**までに埼玉県知事に届出をすれば、許可されたものとみなされます。)

※さいたま市内及び越谷市内で屋外保管業を行う場合には、それぞれの市の条例の定めるところによります。

- 保管の高さ等、条例で定める**ルールを守る**必要があります。
- 無許可や無届出、ルール違反等の場合には、**罰則**があります。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

1. 特定再生資源について

特定再生資源とは次の**金属等（金属、プラスチック、雑品スクラップ（金属とプラスチックの混合物））**を指します。なお、廃棄物処理法で規定する廃棄物、有害使用済機器等、一部を除きます。

○使用を終了し収集された製品（金属等が使用されているもの）

○製品の製造、販売、土木建築工事等の人々の活動に伴い副次的に得られた金属等（例 買い取った銅、金属くず、自転車、プラスチック、ペットボトル等）

これら特定再生資源を屋外で保管する事業場（面積100m²を超える場合）は次のような規制が適用されます。



2. 規制の概要

①標識の掲示



- ・見やすい場所に、氏名又は名称等を記載した標識を掲げる
こと（たて60cm×横60cm以上）
- ・インターネットで閲覧できる状態にすること（従業員が5人
以下の場合又はウェブサイトを有していない場合は不要）

③囲いの設置



- ・保管の場所の周囲に囲いを設置
- ・保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、
構造耐力上安全であること

②保管の高さ



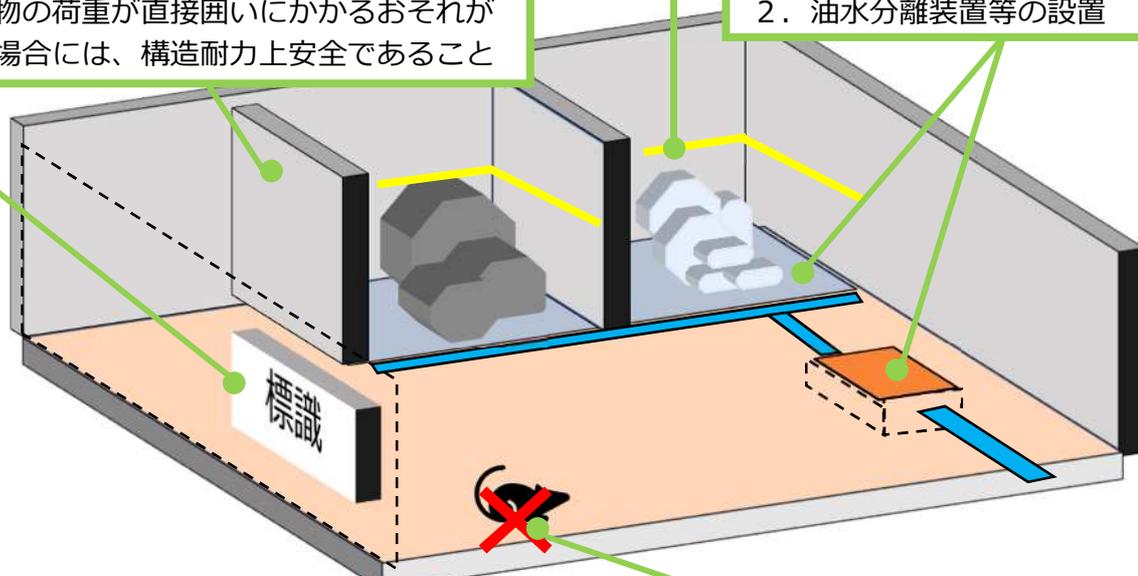
規則で定める高さを超えないこと
（詳細は次ページに記載）

④汚水の対策



汚水又は油が流出し、地下に浸透するおそれがある場合には、次の措置

1. 底面が不浸透性の材料で覆う
2. 油水分離装置等の設置



⑤火災防止措置



- ・特定再生資源以外の物と混合しない
- ・電池、潤滑油等火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、可能な範囲で適正に回収し、処理
- ・保管の単位の面積を200m²以内
- ・隣接する保管物の保管の単位の間隔は2m以上
（仕切りが設けられている場合を除く）

⑥ねずみ、害虫対策



ねずみの生息や蚊・はえその他の害虫の発生を防止する措置

⑦飛散流出対策



汚水又は油が飛散・流出・地下浸透することや、悪臭の発散を防止する措置

⑧騒音・振動対策



生活環境の保全上の支障を防止する措置

⑨現場責任者の設置



事業場ごとに事業を管理、監督できる者を選任

⑩台帳の作成及び保存



特定再生資源の取引の年月日、種類等を記載した台帳を作成し5年間保存

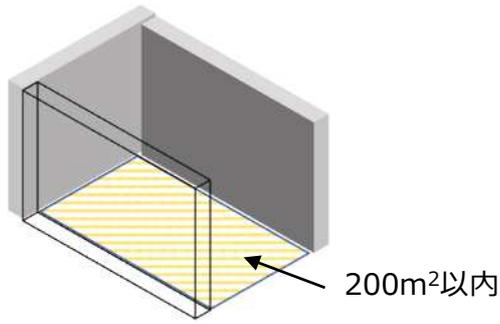
⑪名義貸しの禁止



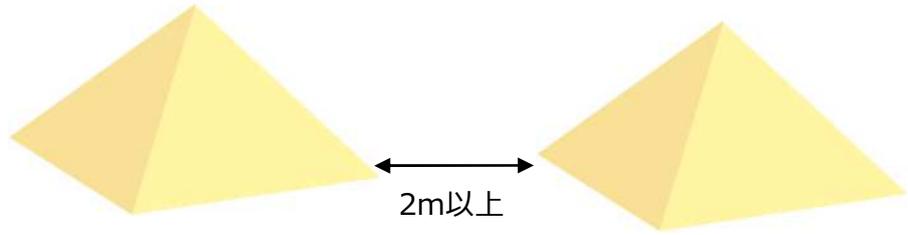
自分の名義で他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない

3. 保管場所の面積と距離について（例）

- ・ 保管場所の単位面積は200m²以内



- ・ 隣接する保管場所の距離は2m以上（仕切りが設けられている場合を除く）

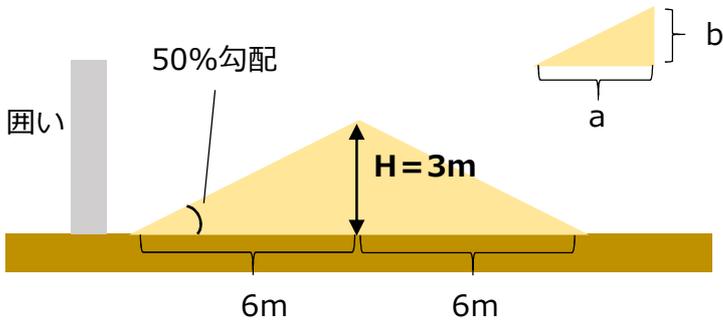


4. 保管できる高さについて（例）

■ : 保管可能範囲 H : 保管できる高さ（※雑品スクラップの場合は最大5m）

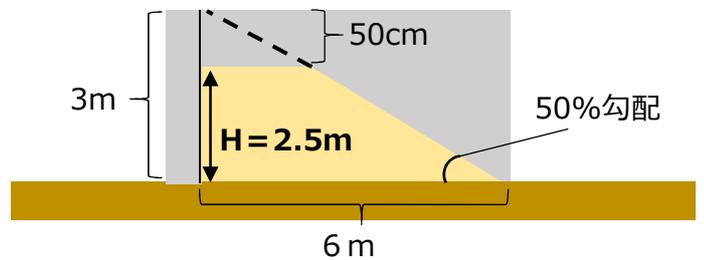
① 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合

- ・ 50%勾配の高さ 50%勾配 = a : b = 2 : 1



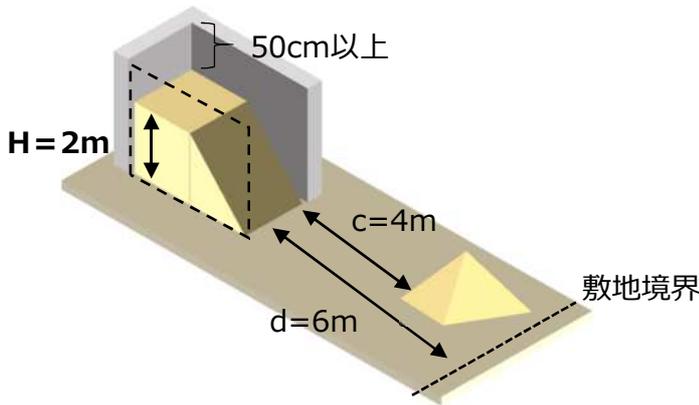
② 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合

- ・ （囲いの高さ - 50cm）又は（50%勾配の高さ）のうちいずれか低いもの



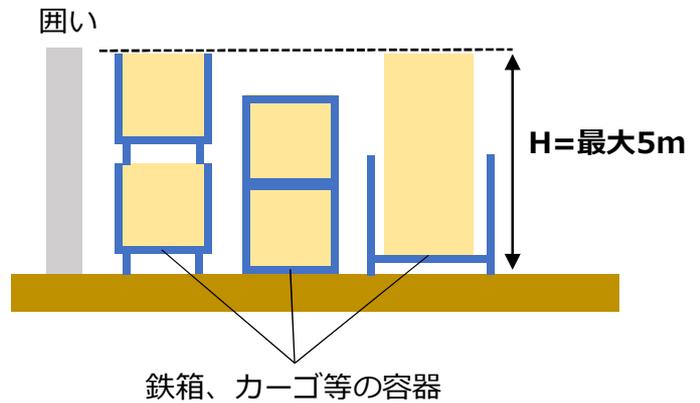
③ 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合

- ・ 特定再生資源屋外保管業の用に供する施設の距離（c）又は敷地の境界線への距離（d）のうち最小のもの2分の1に相当する高さ（ $H = (c \text{ 又は } d) / 2$ ）



④ 囲いに直接負荷がかからず容器で保管する場合

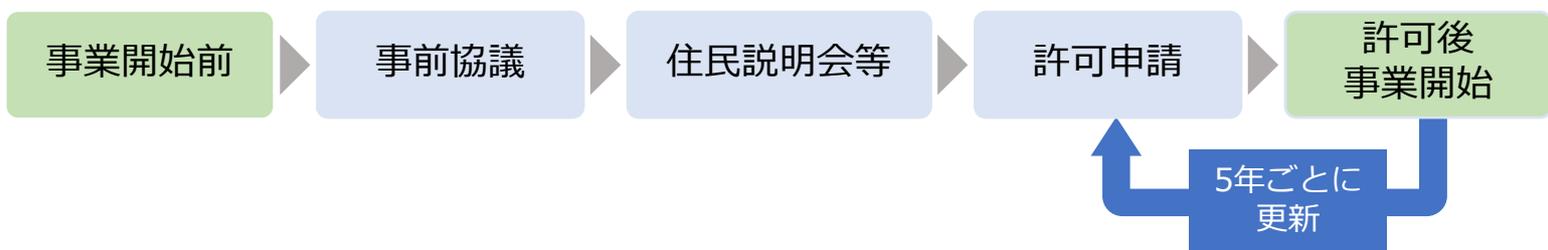
- ・ 最大5m



5. 手続きについて

事業を始めるには、次のフローのとおり埼玉県の許可が必要です。

なお、令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場については、令和7年6月30日までに届出することで許可を受けたとみなされます。また、規制の一部が適用されません（詳細は6.経過措置のとおり）。



6. 経過措置について

令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場は、「2.規制の概要」の次の規制が適用されません。

- ・②保管の高さ、⑤火災防止措置、⑥ねずみ、害虫対策、⑦飛散流出対策、⑧騒音・振動対策（令和7年1月1日から6月間）
- ・③保管の場所の周囲に囲いを設置、④汚水の対策（令和7年1月1日から5年間）
- ・③保管物の荷重が直接囲いにかかるおそれがある場合には、構造耐力上安全であること（期間なし）

7. 違反・罰則について

条例に違反した場合・・・



8. 問合せ先

名称	所在地・電話番号	管轄地域
中央環境 管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎3階 ☎048-822-5199 ☎048-822-5139	川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 桶川市、北本市、伊奈町
西部環境 管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階 ☎049-244-1250 ☎049-246-7885	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境 管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 東松山地方庁舎2階 ☎0493-23-4050 ☎0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境 管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 秩父地方庁舎2階 ☎0494-23-1511 ☎0494-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境 管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎3階 ☎048-523-2800 ☎048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町
越谷環境 管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎3階 ☎048-966-2311 ☎048-966-5600	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境 管理事務所	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 ☎0480-34-4011 ☎0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
埼玉県 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第三庁舎2階 ・新規許可に関すること ☎048-830-3121 ☎048-830-4774	—

さいたま市、越谷市内の事業場に係る規制については、両市担当課までお問い合わせください。

- ・さいたま市 産業廃棄物指導課 ☎ 048-829-1608 ☎ 048-829-1933
- ・越谷市 廃棄物指導課 ☎ 048-963-9188 ☎ 048-963-9175

その他詳細は埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 スクラップヤード条例

検索



二次元コード